



女性と政治参画—— 今、何が問題なのか？



(公財)市川房枝記念会女性と政治センター 理事長 林 陽子

「女性と政治参画」というテーマを巻頭で取り上げるにあたって、2020（令和2）年に総務省が各都道府県の選挙管理委員会あてに発した通知（総行管第205号。令和2年7月17日）から話を始めたい。この通知は、地方議会議員のなり手が不足し、議員の構成において女性や若者の割合が低いことから、「プライバシーの観点から立候補に支障を来すおそれ」がないよう、立候補の届出があった場合の告示事項を変更した。具体的には、選管への届出について、従前は「氏名、性別、生年月日、政党」等を候補者情報として告示していたが、ここから「性別」を削除し、生年月日は「年齢」に置き換えることが「適当である」と通知している。女性を議会に増やすためと称しながら、候補者の性別を有権者に開示しなくてよいことになってしまったのである。そしてその理由は「プライバシーの観点」だという。

この「改革」によって、女性や若い世代、あるいは性的マイノリティの議員が増えると考えられる人は、まずいないのではないだろうか。なぜなら、日本国内でも海外でも、女性の政治参画の少なさの主要な原因は、「立候補することでプライバシーがさらされるから」なのではないからである。政治家は社会的に力のある男性の仕事であるというステレオタイプ、資金や情報へのアクセスの格差、立候補する女性へのハラスメントをはじめとする暴力など、理由は別なところにある。そしてこれらの理由の多くは、若い世代の議員が少ないこととも関連している。さらに、近年の政治学、行政学等の研究（例えば、岩崎美紀子・筑波大学名誉教授、粕谷祐子・慶応大学教授による一連の研究）は、日本の選挙がいかに既得権を持つ人々の利益を護るようになっているか、を明らかにしている。女性議員が増えない理由も、ジェンダー・ク

ォータ（割当）がないこと、比例代表制の割合が少ないことはかねて指摘されているが、それだけではなく、公職選挙法の諸規定にも原因があるという。たとえば、日本の選挙の供託金の金額（国政、知事選挙で300万円）は世界一高いと言われる。選挙運動期間は米国では規制がなく、ドイツ・カナダでは約1か月あるが、日本は衆院12日、参院と知事は17日でしかない。戸別訪問をはじめ、演説方法・政見放送・未成年者の選挙運動の規制などが多岐にわたり、新人が参入するのを難しくしている。

女性差別撤廃条約（1979年の国連総会で採択）は、あらゆる選挙で投票する権利および選挙される資格を有する権利を男女平等に保障することを締約国に求めている（8条）。この条約には「一般勧告」と呼ばれる解釈指針があるが、1997年に公表された一般勧告（23号）は、暫定的な特別措置（クォータを含むポジティブ・アクション）を国の法律に規定することと併せ、公職に就く男性と女性の数の均衡を求めている。本年にはこの一般勧告は27年ぶりに改訂されることが予定されており、すでにその草案が公表されている。草案は男女同数（パリテ）議会を目指して選挙法を改正すること、政治の世界におけるジェンダーに基づく暴力（例えば、候補者へのハラスメント等）をなくすことを明記している。その早期の採択を期待したい。

市川房枝は100年前の1924年に婦選獲得同盟を設立した。日本で女性参政権が実現するのは、それから21年後のことである。関東大震災の瓦礫の中で立ち上がった市川房枝らの行動を記憶に留め、今年を女性と政治参画にとって意味ある年にしたいと思う。

女性が安全でない限り、誰も安全ではない

ードイツがフェミニスト外交に託す、歴史と基本法に根ざした平和への道筋

佐野 敦子 (立教大学大学院社会デザイン研究科 兼任講師)

2021年、メルケル後に成立したシヨルツ政権は「より国際的に、交差的なジェンダー平等施策を進める」と公約した。4年の政権期間を折り返した現在、ここまでの大きな成果のひとつとして、フェミニスト外交政策方針の提示が挙げられる。国内の女性団体のロビイングを担う女性協議会が「国際的に先駆的な役割を果たしている」と高く評価しているからだ。

フェミニスト外交とは何か。主権、領土、軍備や経済の連携など男性主導の分野が強く反映される外交に、そうした“国益”だけでなく、フェミニストの視点から個人の尊厳や福祉など人権に関わることも積極的に取り入れるアプローチである。ジェンダー平等はもちろん、故緒方貞子氏が唱えた人間の安全保障を外交政策の中心に据えることも狙う。スウェーデンが最初に提示し、その後チリ、フランス、カナダ等導入する国が拡大している。ドイツはその潮流に連なったことになる。

ドイツのフェミニスト外交政策方針は、政府やシンクタンク・市民社会の専門家との対話と100以上のワークショップを集中的に積み重ねて編まれた。「3R」すなわち差別・暴力防止による女性の権利(Rights)の尊重と支援、外交政策の意思決定や交渉における女性を増やす代表制(Representation)、教育やネットワーク形成の機会・資金等のリソース(Resources)へのアクセスの3つの柱を掲げている。特にリソースについてはジェンダー予算(gender budgeting)の導入を強調する。具体的には、外務省の全プロジェクトにジェンダー予算を適用し、政権期間の2025年までに85%をジェンダーに配慮した(gender-sensitive)、8%をジェンダー平等実現と社会変革をもたらす(gender transformative)プロジェクトに拠出することを目指す。外交方針が気候変動対策も見据えているだけでなく、女性リーダー増加やワークライフバランス・多様性の促進を掲げる外務省の労働方針が含まれるのも特徴である。

同方針を「国際的に先駆的」と女性協議会が称した理由は、ドイツが議長国となった2022年のG7エルマウサミットで「フェミニスト開発・外交・貿易政策」が首脳宣言に入ったこととも関係する。だが、

ドイツに続いたG7広島サミットでは採択されなかった。その数ヶ月後、ガザの状況が悪化した。戦争で犠牲になるのは女性・子どもをはじめとした弱者であることは、もはや誰も否定できない。「女性が安全でない限り、誰も安全ではない。」ドイツ初の女性外務大臣となった緑の党ベアボックはこの言葉で序文をはじめ、以下で締めくくる。

「私たちがフェミニスト外交政策をおこなうのは、それが私たちの価値観に合致し、自国の関心に根ざしたものだからである。私たちはまた、世界の至る所でジェンダー平等・参画、公正、平和のために尽力する多くの献身的な女性たちのためにもそれをおこなう。なぜなら、女性や周辺化された集団が安全であってはじめて、すべての人が安全だからだ。」

ドイツの価値観とは何か。紛れもなくそれはドイツの憲法にあたる基本法を指すはずである。西独の建国とともに成立し、第1条「人間の尊厳は不可侵である」を筆頭に、大戦時のナチズムの反省が随所に刻み込まれている。そしてベルリンの壁の崩壊を経て、現在は統一ドイツの憲法の役割を担う。基本法はドイツのアイデンティティそのものといつてよい。2つの大戦と冷戦を経験したドイツが、自らの歴史の教訓をもって基本法が謳う人権の尊重と多様性の重要性を訴え、世界中のフェミニストたちとの対話をとおして公正・平和な社会をつくる、これがドイツのフェミニスト外交の方向性といえよう。

前世紀の禍根を想起させる戦火が21世紀に亡霊のように現われている。負の歴史を乗り越えたドイツが更なる発展・展開を試みるフェミニスト外交が、世界に広がることを願ってやまない。



『フェミニスト外交政策方針』の表紙

事業報告

2023 年度講演会

「外交で平和は実現できますか？」

講演者 猿田 佐世さん



11月25日(土)名古屋市都市センターに於いて、「新外交イニシアティブ」代表で弁護士の猿田佐世さんを講師にお迎えして講演会が開催されました。当日は『朝まで生テレビ!』に文字通り早朝まで出演された後、名古屋に駆けつけるというハードなスケジュールの中、疲れも見せずに熱い講演をしてくださいました。

猿田さんが代表を務める「新外交イニシアティブ」は、安全保障や原発など日米外交問題についてアメリカ政府や議会に働きかけを行い、既存の外交ルートには乗らない日本の多様な声をワシントンに届けるという新しい手法の外交を行っているシンクタンクです。猿田さんはその活動のために、ニューヨーク州の弁護士登録やアメリカン大学の国際政治・国際紛争解決学修士号も取得しています。

最初に、これまでジェンダーを意識したことはなかったが「ジェンダー視点から」というサブタイトルをいただいたことで、国際政治学におけるジェンダーを考えることができたと言われ、「外交」軽視の現在の政治学こそがジェンダー視点（一人ひとりの安全に配慮する視点）を欠いたものであると主催者側の希望に添えてくださいました。今回は、ウクライナとパレスチナで平和を脅かす重大な事態が発生していることから、「外交で平和は実現できますか？」というテーマに絞ってご講演いただきました。

いま、西側諸国は「民主主義と権威主義の戦い」を踏み絵に結束を強めようとしているが、西側が結束を強めれば強めるほどロシアや中国なども結束を強め、結局、悪循環に陥り各国とも財政危機になっているとの説明は明快です。さらに、歴史をみればわかるように軍事力を拡大して安全になったことはない、示された150年間の実証データも大変説得的

でした。にもかかわらず、日本政府は反撃能力の保有、防衛費の倍増、武器輸出推進を盛り込んだ安保三文書の改訂を、このことで国民がどのような影響を受けるかについてまったく議論することなく採決してしまいました。11月6日、練馬駅で行われた有事の避難訓練映像の愚かしさに会場からは冷笑が起りましたが、こうして危機感を煽ることで国民の意識が麻痺させられることは間違いありません。

抑止力は軍事力ではなく安心供与（相手の顔に泥を塗らない）であり、それだけに外交の力こそが要になると強調された上で、「ウクライナ・ロシアの戦争でも4分の3の国はロシアへの経済制裁をしていないほど、いまやグローバルサウスの存在感は高まっており、西側がすべてを決める・秩序を決める時代は終わりの始まりを迎えている。日本はミドルパワーの国であると認識して、韓国や東南アジアなどと連携して米中の対立の緩和を呼びかける必要がある。政治は最後まで外交を諦めてはならない」と日本のとるべき道を示し、講演を締めくくられました。明快でパワー溢れる講演に会場からは盛大な拍手が送られました。

(参加者数：48名)

石田 好江（東海ジェンダー研究所理事）



アンケートから

大国への外交、沖縄をどう守るのか？猿田さんが、とても難しい問題と向き合っていて、行動力に感服しております。だいたいここ最近、ジェンダーやSDGsが低年齢化しておりますが、軍事、沖縄の話も低年齢化して欲しいと思いました。

軍拡の正当化を主張する声が大きくて、国民も扇動されて、不安で仕方ない日々ですが、今回の講演を聴き、胆に落ちました。軍拡の果ては悲惨な戦争であることをもっと自覚して、地道に説いていきたいものです。

事業報告



2023 年度ジェンダー問題講座
講師 武田 宏子さん

2024 年 1 月 20 日、名古屋大学大学院法学研究科教授の武田宏子さんを迎えて、ジェンダー問題講座が開催され、「ケアする政治 一民主政治のアップデート」というテーマでお話をして頂いた。

武田さんによれば、近年のイギリスでは、1980 年代の新自由主義政策からコロナ禍を経た厳しい緊縮財政の中、庶民の生活が「生きていくのも困難」という状況に置かれて、デモやストも頻発しているとのこと。そのような中で、「ケアを顧みない政治」に対して『ケア宣言』(2020) が出版された。そもそも、誰がケアをし、誰が



ケアされるのか? かつて女性が無償で担ってきたケア労働は、階層化され、低賃金化され、しかもケアは不平等に配分されていると言う。

従って、民主政治の質的な向上を図るためには、「ケアすること」を民主政治の中核に据え、「あらゆる人がケアの配分とその決定に参加できる」ことを目指す政治であらねばならないという武田さんの指摘は、非常に説得的であった。

会場からも多くの質問や意見が出され、新しい男性の参加も見られて、盛会のうちに終わった。

(参加者数：27 名)

日置 雅子 (東海ジェンダー研究所理事)

アンケートから

『ケア宣言』を読んでいたの
で、訳者・解説者の講演者から、
ケアする政治について、分かり
やすい話を聞くことができ、理
解が深まりました。

ケアと聞くと一方がもう一方に対してお世話するといっ
た方向で考えがちだったのですが、誰もがケアを受け
られる、誰もがケアをすることができる環境・教育を整
え、相互依存性のモノという考えは、広く浸透してい
くといいなと思いました。

お知らせ

2024年度 個人・団体研究助成 募集

2024年度の個人と団体の研究助成の希望者を募集します。
対象はジェンダー問題に関する未発表の研究で分野は不問。
助成費は個人30万円以内、団体10~30万円。申請書はホーム
ページからダウンロードしてください。
申込期間は2024年4月15日(月)~5月31日(金)。
申請はメールで受け付けます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

『ジェンダー研究』第27号の原稿募集のお知らせ

当研究所の年報『ジェンダー研究』第27号の原稿を募集し
ます。
メインテーマは前号に引き続き「女性と労働」としますが、その
他のジェンダーに関連するテーマも可です。
原稿の締切日は、2024年9月30日(月)。
応募はメールで受け付けます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

杉本貴代栄さんご逝去

東海ジェンダー研究所評議員の杉本貴代栄さんが、2023 年 12 月 20 日にご逝去されました。
当研究所設立以来、評議員として長年にわたり当研究所へご尽力を賜りました。
ご生前のご厚情に深く感謝するとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

賛助会員を募集しています。

賛助会費 年間 一口 1,000円
振込先 郵便振替口座 00820-0-77338
公益財団法人東海ジェンダー研究所
(振込手数料は当方負担)

他行からお振込みの場合

銀行名 ゆうちょ銀行
店名 〇八九
預金種目 当座
口座番号 0077338
(振込手数料はご負担ください)

* 会員の皆様には当研究所の年報『ジェンダー研究』や
ニュースレター『LIBRA』、講演会などの事業のご案内を
お送りします。
* 当研究所は公益財団法人の認定を受けており、会費及
び寄付については税法上の優遇措置があります。

編集後記

『LIBRA』はお陰様で 80 号の節目を迎えました。今年は市川房枝さんが
婦選獲得同盟を設立して百年だそうです。新たな百年、女性の政治参画に
さらなる前進がありますように、また、ドイツが取り組むような「フェミニ
スト外交」が日本や世界に広まりますように願います。



公益財団法人 東海ジェンダー研究所

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F

T E L 052-324-6591 F A X 052-324-6592

E-mail info@libra.or.jp https://libra.or.jp/